

カミオカラボ関連商品製作にかかる指針

飛騨市役所 神岡振興事務所 市民振興課 地域振興係

■基本事項

1. 商品を開発する場合、開発前に市に事業計画を提出し了解を得る必要があります。
(随時受け付けております。)
2. 毎年販売計画書をご提出いただきます。
販売計画を変更する場合は、事前に届け出ていただきます。
3. 販売場所は、原則飛騨市内とします。
ただし、イベント等で市外で販売する場合は販売計画に記載した場合に限り可能となります。(ネット販売は今のところ禁止とします。)
ふるさと納税の返礼品は可能とします。

■商品の制作について

1. 公序良俗に反する商品は不可とします。
2. グッズに使用できる画像は、カミオカラボホームページに掲載されているもののみにします。トリミングや文字を重ねるなどの加工に関しては、スーパーカミオカンデ及びカミオカラボのイメージを損なわない程度で可能とし、デザインごとに審議します。
3. 製品に使用可能な画像は適宜提供いたします。
4. カミオカラボのロゴが入っていれば、クレジットは必要ありません。
5. ロゴは改編せず正しく使用して下さい。
6. 商品名は、「カミオカラボ」のみはNGです。('ひだ宇宙科学館'、'Hida Space Science Museum' や 'KamiokaLab' も同様に扱って下さい。)
7. 食品については飛騨市のお土産としてふさわしい商品として下さい。
例：製造元、販売元、代表的な原材料の生産地が飛騨地域である。
8. 商品化後は販売開始一カ月以内に販売を開始したことを飛騨市に報告して下さい。
(報告の際はお手数ですが商品の写真もご提供いただきますようお願いいたします。)
9. 類似製品の事業計画が複数社から提出された場合は、後発社の計画を却下する場合がありますのでご承知願います。